

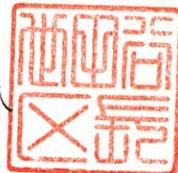
副 本

世戸第145号

令和元年8月15日

東京高等裁判所第2民事部 御中

世田谷区長 保坂展人



意見書

貴府 [REDACTED] 号市町村長処分不服申立却下審判に対する抗告事件について、下記のとおり意見を陳述する。

記

抗告理由書3（事情の変更）について

すでに、1996年(平成8年)法制審議会は、いわゆる「選択的夫婦別姓制度」を可とする最終答申を行い、法務省も1996年(平成8年)と、2010年(平成22年)に改正要綱を準備したものの国会審議を見通すことが出来ず、未提出に終わっている。

世田谷区長である私は、1996年以降、衆議院法務委員会の委員かつオブザーバー理事をつとめていたことから、何度も政府に対して法案提出を呼びかけ、一般質疑で民法改正・選択的夫婦別姓に対して「集中質疑」を含めて、国会における議論の一翼を担ってきた経験がある。また、内閣提出を促すだけでなく、超党派の議員立法としての「民法改正法案」に名を連ねてきたひとりである。

2013年(平成25年)に最高裁判所は、法制審最終答申に盛り込まれた民法900条

4号但し書きの規定で、婚外子の相続を婚内子の半分とするとしていることについて「家族の形態も著しく多様化し、国民の意識の多様化も大きく進んだ」として違憲判決を出し、これにもとづいて、国会で民法改正がなされたことは記憶に新しい。

2015年(平成27年)、最高裁判所大法廷は、「夫婦別姓」を認めずに「夫婦同姓」を義務づけている民法の規定について、合憲の判断を示している。ただし、最高裁判事15名中5人までが少数意見として「違憲」としている。最高裁判事のうち女性は3人であり、全員が同判断をしたことは、多くの場合は婚姻時の改姓は女性であることを考える時、この点に注目を払いたい。

2019年(令和元年)6月19日、東京都議会は「選択的夫婦別姓の法制化を求める意見書」を都議会が国に提出するよう求めた請願を、賛成多数で採択した。最高裁判決後、2017年(平成29年)に内閣府が調査した「選択的夫婦別姓導入のための法改正について」の質問に対して、「夫婦が婚姻前の名字(姓)を名乗ることを希望している場合には、夫婦がそれぞれ婚姻前の名字(姓)を名乗ることができるよう法律を改めてもかまわない」との回答が42.5%と、平成24年の調査における同回答の割合(35.5%)よりも7ポイント増加している。一方、「婚姻をする以上、夫婦は必ず同じ名字(姓)を名乗るべきであり、現在の法律を改める必要はない」との回答は、平成29年の同調査では29.3%と、平成24年の調査における割合(36.4%)よりも7.1ポイント減少している。

なおかつ、最高裁判決自身も選択的夫婦別姓制度に「合理性がないと断ずるものではない」として、「この点の状況に関する判断を含め、この種の制度のあり方は国会で論ぜられ、判断されるべき」としている。本件不服申立以外にも、「選択的夫婦別姓制度」についていくつかの訴訟が提訴され、国民の関心は高い。今後の法改正に向けた真摯な国会の議論を待つものであるが、その国会の議論が法制審最終答申以降、23年にわたって遅々として進んでいないのも事実である。

区市町村の戸籍窓口としては、法令に拠って制度上厳格に処理することが原則であり、本件も同様であるとの認識は持っている。一方でまた、住民にとって最も身近な政府である基礎自治体が、住民の声に耳を傾け、少数者であれ人権尊重に最大

限の努力を払うことが求められている。

世田谷区では、2015年(平成27年)、渋谷区と共に「同性カップル」認証制度を開始、すでに99組を超えるLGBT当事者の同性カップルに、区長名で「宣誓書受領書」を手渡してきている。

この3年間で制度は全国に広がり、札幌市、千葉市、大阪市、福岡市等の政令指定都市をはじめ24自治体に広がり、すでに同様の制度を持つ居住人口は1700万人を超えており、制度が広がれば広がるほど、こうした制度を持たない自治体に居住するLGBT当事者の当事者にとっての不利益や差別の問題が顕在化する。

2013年(平成25年)、「婚外子相続差別」を撤廃した最高裁判所が判示したように、「家族の形態も著しく多様化し、国民の意識の多様化も大きく進んだ」のであり、その傾向は近年ますます強まっている。こうした意見をそえた上で、貴裁判所の、判断を待ちたい。